

牧野植物園磨き上げ整備基本構想検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 高知県立牧野植物園（以下「牧野植物園」という。）の有するポテンシャルを最大限に引き出し、世界に誇れる総合植物園に磨き上げるための基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するため、「牧野植物園磨き上げ整備基本構想検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本構想の策定に関すること。
- (2) その他検討委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員、アドバイザー及び組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から基本構想の策定の日までとする。
- 4 検討委員会に委員長1名及び副委員長2名を置く。
- 5 委員長は、委員の互選によって定める。
- 6 副委員長は、委員長が指名する。
- 7 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 9 知事は、識見を有する者の中から検討委員会のアドバイザーを委嘱することができる。

(会議)

第4条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長が当たる。
- 3 委員は、会議に出席できないときは、意見を書面で提出することができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、及び資料の提出、意見、説明その他の協力を求めることができる。
- 5 会議は、公開とする。ただし、検討委員会が特に必要があると認める案件については、この限りでない。

(庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、林業振興・環境部環境共生課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年7月12日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、基本構想の策定の日にその効力を失う。

(経過措置)

- 3 第4条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。